

# 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議 (第 1 回)

## 議 事 次 第

日時：平成 27 年 7 月 21 日（火）16：45～17：00

場所：官邸 3 階南会議室

1 開 会

2 総 理 挨 拶

3 議 事

- ・ 国立霞ヶ丘競技場（新国立競技場）の整備計画の見直しについて

4 閉 会

### 《配布資料》

- 資料 1 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議の開催について
- 資料 2 新国立競技場の整備計画再検討推進室の設置に関する規則

新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議の開催について

〔平成27年7月21日〕  
〔内閣総理大臣決裁〕

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアムである「新国立競技場」の現在の整備計画を白紙に戻し、できる限りコストを抑制し現実的にベストな計画を策定するため、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。

議長	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
副議長	内閣官房長官 文部科学大臣
構成員	外務大臣 財務大臣 国土交通大臣
3. 議長は、必要があると認めるときは、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び東京都等から、関係者の出席を求めることができる。
4. 会議の庶務は、文部科学省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 新国立競技場の整備計画再検討推進室の設置に関する規則

平成27年7月21日  
内閣総理大臣決定

### (設置及び任務)

第1条 内閣官房に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアムである「新国立競技場」の現在の整備計画を白紙に戻し、できる限りコストを抑制し現実的にベストな計画を策定するため行政各部の所管する事務を調整する新国立競技場の整備計画再検討推進室（以下「推進室」という。）を置く。

### (組織)

第2条 推進室に、室長、副室長、総括審議官、審議官、参事官、企画官その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、内閣官房副長官（事務）をもって充てる。
- 3 室長は、推進室の事務を掌理する。
- 4 副室長は、内閣総理大臣補佐官及び内閣官房副長官補（内政担当）をもって充てる。
- 5 副室長は、室長を助け、推進室の事務を整理する。
- 6 総括審議官は、命を受けて、推進室の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
- 7 審議官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
- 8 参事官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画する。
- 9 企画官は、命を受けて、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。
- 10 参事官、企画官及び室員は、非常勤とすることができる。

### (補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、推進室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

### 附 則

この規則は、平成27年7月21日から実施する。